

第十條

中央執行委員會は大会より次期大会迄の最高執行機関として大会に對して責任を負ふものとす

第十一條

中央執行委員會は常任執行委員若干名を互選し中央執行委員會の事務を代行せしむることを得

第十二條

中央執行委員會は必要と應じ組織、宣傳、教育、調査、事業、出版、機關紙編輯等の各

第十三條

各部に部長を、部長若干名を以て構成し中央執行委員會の統制を及く

第十四條

中央執行委員會は中央執行委員長之を召集す

第十五條

執行委員會は左の役員を以て構成し党務を執行す

第十六條

一、中央執行委員長 一名 一、常任中央執行委員 若干名

第十七條

書記長 一名 一、會計 一名 一、部長 若干名

第十八條

中央執行委員長は党を代表して党務を總轄す

第十九條

書記長は中央執行委員長を補佐して党務を處理す

第二十條

會計は党の會計事務を管理す

第二十一條

部長は各担任事務を統轄す、執行委員會に於てはその担任事務に關係ある議事に限

第二十二條

り參與するものとす

第十條

會計監督は必要と應じ党本部、聯合會、支部等の會計状態を調査し中央執行委員長に報告する権限を有す

第十一條

各役員は任期上二年とす、但し再選を妨げず

第五章 支部

第十二條

同一地方に於て黨員五十名以上を有する時は支部を組織するものとす

第十三條

支部は其たの機關を設くるものとす

一、總會 二、幹部會

第十四條

支部は必要と應じ分會を設置することを得

第十五條

支部は黨員名簿、役員住所氏名、支部規約等本部費を自分と清く中央執行委

員會に届出せざる承認を及くるを要す

第十六條

支部規約は党の支部規約準則に據ることとす

支部聯合會

第十七條

同一區域院議員選挙區内に於て以上の支部ある時は支部聯合會を組織するものとす

第十八條

支部聯合會は左の機關を置く

- 一、大會 二、執行委員會